

一・放射線障害防止法令

放射線障害防止法令条項便覧

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年六月十日法律第百六十七号）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年九月三十日

政令第二百五十九号）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年九月三十日

総理府令第五十六号）

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成十二年十月二十三日科学技術庁告示第五号）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第五号の医療機器を指定する

告示（平成十七年六月一日文部科学省告示第七十六号）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第四号の薬物を指定する告示

（平成十七年九月十三日文部科学省告示第四百十号）

荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置として指定する件（昭和三十九年四月九日

科学技術庁告示第四号）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十条第二項の工場又は事業所

を定める告示（平成十七年六月一日文部科学省告示第七十七号）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十二条第二項に規定する工場

又は事業所を定める件（平成三年十一月十五日科学技術庁告示第十二号）

一九

一七

一三

一三

一二

四

一

三

一

- 変更の許可を要しない軽微な変更を定める告示（平成十七年六月一日文部科学省告示第八十一号） 四九
- 使用の場所の一時的変更の届出に係る使用の目的を指定する告示（平成三年十一月十五日
科学技術庁告示第九号） 五〇
- 表示付認証機器とみなされる表示付放射性同位元素装備機器の認証条件を定める告示（平成十七年
六月一日文部科学省告示第七十五号） 五四
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第十二条第一項第三号の放射性
同位元素装備機器を指定する告示（平成十七年七月四日文部科学省告示第九十三号） 五七
- 設計認証等に関する技術上の基準に係る細目を定める告示（平成十七年七月四日文部科学省
告示第九十四号） 六二
- 放射性同位元素等の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める
告示（昭和五十六年五月十六日科学技術庁告示第十号） 九〇
- 放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和五十六年五月十六日総理府令第三十号） 一一三
- 放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める
告示（平成二年十一月二十八日科学技術庁告示第七号） 一一六
- 教育及び訓練の時間数を定める告示（平成三年十一月十五日科学技術庁告示第十号） 一六六
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し
機関に関する省令（平成二十一年文部科学省令第十四号）第二条の規定に基づく指定記録保存機関を
指定する告示（平成二十二年三月二十九日文部科学省告示第五十四号） 一七〇

講習の時間数等を定める告示〔平成十七年七月四日文科科学省告示第九十五号〕

二二九

登録認証機関等に関する規則〔平成十七年六月一日文科科学省令第三十七号〕

二三六

放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令〔平成十七年五月三十一日

国土交通省令第六十号〕

二七二

密封された放射性同位元素であつて人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを定める告示

〔平成二十一年十月九日文科科学省告示第百六十八号〕

三四一

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十二条の二第一項の規定により

立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令〔昭和五十六年五月十八日

運輸省令第二十二号〕

三四三

二・様式・別表等

1 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則

四二五

2 放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令

五六二

3 登録認証機関等に関する規則

五六五

4 放射線を放出する同位元素の数量等を定める件

五九二

5 設計認証等に関する技術上の基準に係る細目を定める告示

六九一

6 放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る

細目等を定める告示

六九三

7 密封された放射性同位元素であつて人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを定める告示

七一九

三・通知等

液体シンチレーター廃液の焼却に関する安全管理について〔平成十一年六月一日科学技術庁

原子力安全局放射線安全課長〕

七三七

放射性同位元素等の運搬に関する文部科学大臣の承認等について（通知）〔平成十三年七月十二日

十三文科科第二百五十六号〕

七四一

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律及び関係法令の

施行について〔平成十七年六月事務連絡〕

七四三

陽電子断層撮影法に用いられる放射性同位元素を製造する放射線発生装置及び合成装置に係る

安全管理の徹底について（通知）〔平成二十年三月七日十九科原安第百六十六号〕

八〇七

放射性同位元素等の管理の徹底について（再通知）〔平成二十年四月九日二〇文科科第二百二十号〕

八〇八

放射性同位元素の輸送物の表示に係る措置について（通知）〔平成二十年十一月十日二〇科原安

第五十二号〕

八〇九

放射性同位元素等の適切な取扱いについて（事務連絡）〔平成二十一年一月二十八日文部科学省

科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室長〕

八一〇

管理下でない放射性同位元素等に関する一斉点検の実施及び報告依頼について〔平成二十一年

十月一日二一科原安第十号〕

八一一

放射線障害防止法施行規則の改正等に関する通知の発出について〔平成二十一年十月文部科学省
科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室〕

八二二

放射線障害防止法施行規則の改正等について（事務連絡）〔平成二十一年十月文部科学省科学技術

・学術政策局原子力安全課放射線規制室〕

八一四

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律並びに関係政令、

省令及び告示の施行について〔平成二十四年三月文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課

放射線規制室〕

八三六

放射線源登録制度の対象となる特定放射性同位元素について（通知）〔平成二十四年六月十九日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室〕

八五七

原子力規制委員会への業務移管に伴う当面の対応について（連絡）〔平成二十五年三月十九日

文部科学省科学技術・学術政策局放射線対策課放射線規制室〕

八五八

四・関係法令

原子力規制委員会設置法（抄）〔平成二十四年六月二十七日法律第四十七号〕

八六九

原子力規制庁組織規則（抄）〔平成二十四年九月十九日原子力規制委員会規則第一号〕

八七二

原子力基本法（抄）〔昭和三十年十二月十九日法律第八十六号〕

八七五

原子力委員会設置法（抄）〔昭和三十年十二月十九日法律第八十八号〕

八七六

放射線障害防止の技術的基準に関する法律〔昭和三十三年五月二十一日法律第六十二号〕

八七七

核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令〔昭和三十二年十一月二十一日政令第三百二十五号〕	八七八
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令〔抄〕〔昭和三十二年十一月二十一日政令第三百二十四号〕	八七九
放射線審議会令〔昭和三十三年五月二十一日政令第三百三十五号〕	八八〇
道路運送車両の保安基準〔抄〕〔昭和二十六年七月二十八日運輸省令第六十七号〕	八八一
放射性同位元素等車両運搬規則〔昭和五十二年十一月十七日運輸省令第三十二号〕	八八二
放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則〔昭和五十六年五月十八日運輸省令第二十二号〕	八九三
放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示〔平成二年十二月三日運輸省告示第五百九十五号〕	八九五
危険物船舶運送及び貯蔵規則〔抄〕〔昭和三十二年八月二十日運輸省令第三十号〕	九〇六
航空法施行規則〔抄〕〔昭和二十七年七月三十一日運輸省令第五十六号〕	九二二
航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示〔抄〕〔平成十三年六月二十六日国土交通省告示第九百九十四号〕	九二五
電離放射線障害防止規則〔抄〕〔昭和四十七年九月三十日労働省令第四十一号〕	九三二
東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則〔抄〕〔平成二十三年十二月二十二日厚生労働省令第五百五十二号〕	九四三

薬事法〔抄〕〔昭和三十五年八月十日法律第四百十五号〕	九五三
建築基準法〔抄〕〔昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号〕	九五四
建築基準法施行令〔抄〕〔昭和二十五年十一月十六日政令第三百二十八号〕	九五六
住民基本台帳法〔抄〕〔昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号〕	九六一
放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律〔抄〕〔平成十九年五月十一日法律第三十八号〕	九六二
郵便法〔抄〕〔昭和二十二年十二月十二日法律第六十五号〕	九六四
郵便法第十二条第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物指定の件〔抄〕〔昭和二十二年十二月二十九日逓信省告示第三百八十四号〕	九六五
小包郵便物に関する約定〔抄〕〔平成七年七月二十八日条約第十五号（外務省）〕	九六六
小包郵便物に関する約定の施行規則〔抄〕〔平成七年十二月二十一日郵政省告示第六百四十四号〕	九六七
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令〔抄〕〔平成二十一年三月三十一日文部科学省令第十四号〕	九六八

参考

放射性同位元素の定義、放射性同位元素及び放射性医薬品について（説明）	九六九
登録認証等実施機関一覧表	九七一